国立情報学研究所外来研究員受入れ実施要領

（平成１９年１０月２４日
所　　長　　裁　　定）

１　この要領は，情報・システム研究機構外来研究員規程（以下「規程」という。）第１０条の規定に基づき，国立情報学研究所における外来研究員（以下「研究員」という。）の受入れに関して必要な事項を定めるものとする。

２　この要領において，研究員とは，規程第２条第１号から第４号までに定める者をいう。

３　規程第５条に定める受入研究教育職員は，規程第２条第１号に定める外国人研究者及び第４号に定めるその他の研究員の受入れに際して、別記様式１に定める受入れ申請書に，研究計画書，履歴書，主要研究業績書及び推薦状を添えて申請するものとする。

４　研究員の受入れは，国立情報学研究所会議の議を経るものとする。

５　研究員が所定の受入れ期間を満了したときは，必要に応じ，研究証明書を交付することができるものとする。

附　則

この要領は，平成１９年１０月２４日から実施する。